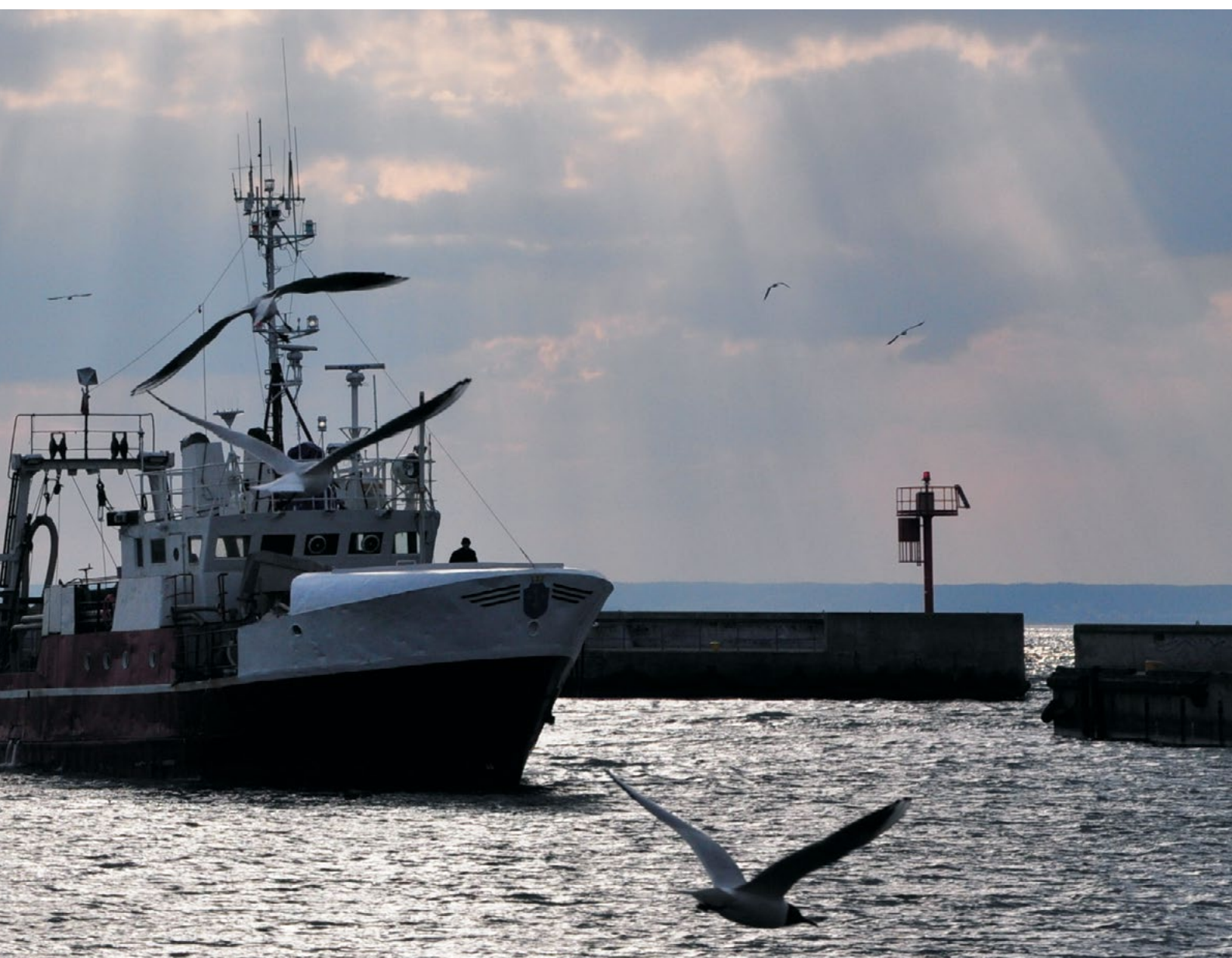


水産物の三大市場における違法・無報告・無規制漁業の撲滅を目的とした輸入管理制度の主要データ要素

—欧州連合、米国および日本についての比較調査研究

2020年1月



目次

頭字語および略称・略語	3
1. エグゼクティブサマリー	4
2. はじめに	6
3. 主要水産物市場国における現行の輸入管理制度の概要	8
3.1 欧州連合	8
3.2 アメリカ合衆国	9
3.3 日本	9
4. 推奨されるベストプラクティス	11
4.1 主要データ要素	11
4.2 制度の対象範囲および運用面でのベストプラクティス	16
5. KDE比較分析の結果	17
5.1 EUのKDEについての分析	20
5.2 米国のKDEについての分析	21
5.3 日本のKDEについての分析	21
5.4 EUと米国のKDEの整合性	22
6. 提言	23
別紙	26



頭字語および略称・略語

ASFIS	水圏科学および漁業に関する情報システム
CATCH	漁獲証明書のための欧州委員会のITシステム
CCAMLR	南極の海洋生物資源の保存に関する委員会
CCS	漁獲証明制度
CCSBT	みなみまぐろ保存委員会
CDS	漁獲記録制度
EEZ	排他的経済水域
EU	欧州連合
EU IUU漁業規則	2008年9月29日採択「違法・無報告・無規制漁業を防止、抑止及び廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合理事会（EU）規則（EC）第1005／2008号」（OJ L 286, 29. 10.2008）
FAO	国際連合食糧農業機関
ICCAT	大西洋まぐろ類保存国際委員会
IFTP	国際水産貿易に関する許可
IMO	国際海事機関
ISO	国際標準化機構
IOTC	インド洋まぐろ類委員会
IRCS	国際呼出符号
IUU漁業	違法・無報告・無規制漁業
KDE	主要データ要素
NOAA	米国海洋大気庁
RFMO	地域漁業管理機関
SIMP	水産物輸入監視制度
米国	アメリカ合衆国
UNCLOS	海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約）
UVI	固有の船舶識別子

1. エグゼクティブサマリー

水産物の輸入を監視し、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業を監視するため、市場国、また、地域漁業管理機関 (RFMO) の一部においては、輸入管理制度が導入されている。こうした輸入規制の方法の一つが、積み荷についての情報がサプライチェーン全体を通して記録される漁獲記録制度 (CDS) である。しかしながら、他の方法による取引規制も存在している。例えば、専用の証明書類の仕組みを持たない代わりに、輸入地点で入手可能な情報を活用することで、輸入される積み荷の合法性を判断するものも存在する。

輸入水産物がどこから来たのかを把握するためには、強力な輸入管理が不可欠であり、これは世界の水産物輸入上位国について特に当てはまる。本調査研究は、欧州連合 (EU)、アメリカ合衆国 (米国) および日本という三大市場における制度を分析するものである。2016年には、世界の水産物の輸入総額の約64%をこれら三つの市場が占めていた。なお、EU圏内での取引を除いた場合は約56%となっていた¹。

サプライチェーンの全段階を通して水産物を追跡するためには、「誰が何をいつどこでどのようにして実施しているのか」という情報が必須であり、本調査研究は、確固たるベースラインを定めるための基盤になると考えられる17項目の主要データ要素 (以下、KDE) を提示している。この中には、船籍、生産水域、国際海事機関 (IMO) によるIMO番号、漁業許可、貨物積み替えについての申告、水揚げ港、漁法などについてのデータが含まれる。

EUでは、2008年に採択されたEU IUU漁業規則によって、輸入国側が漁獲証明書の添付を要求する片務的なCDS (漁獲証明制度 [Catch Certification Scheme] としても知られる) が導入された²。この漁獲証明制度は、EU非加盟国との取引によりEU圏内の市場に流通する (一部の例外を除く) すべての野生海産魚の漁獲に適用されるものである³。これに対し、米国では2016年に (水産物輸入監視制度 [SIMP] として知られる) 独自の輸入管理制度を導入した。この制度は、IUU漁業や水産物の食品偽装 (seafood fraud) のリスクが特に高いものとして指定された13種類の水産物を対象としている。日本は、RFMOによるCDSの要件に頼っているため、現状ではミナミマグロ (みなみまぐろ保存委員会 [CCSBT])、タイセイヨウクロマグロ (大西洋まぐろ類保存国際委員会 [ICCAT])、メロ (南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 [CCAMLR]) およびメバチマグロ (インド洋まぐろ類委員会 [IOTC] による統計証明制度) のみを監視対象としている。特に日本をはじめとして、より多くの市場国が片務的な独自制度の採用を検討するにつれ、既存制度の包括性と整合性を評価することが重要になる。

私たちはまず、EUおよび米国の条件を、私たちが推奨する17項目のKDEと比較した。EUは、これら17項目のKDEのうち13項目 (76%) を現状では要求している。まったく要求対象となっていない3項目のKDEは「生産水域 (排他的経済水域 [EEZ] か公海かを区別)」、「水揚げ港」、「漁具の種類または漁法」である。これらに加え、強化が必要なKDEは「該当するすべての船舶に対するIMO番号の要求」である。これは、現状では旗国が発行している場合のみ要求されている。米国は、本報告書の17項目の推奨KDEのうち12項目 (71%) を現状では要求している。米国が要求対象としていない2項目のKDEが「国際呼出符号 (IRCS)」および「推定生重量」である。これ以外に、「IMO番号」 (固有の船舶識別子 [UVI] がある場合には、これを要求)、「積み替え情報」 (船長についての情報は求められていない) および「漁業許可」 (規則など等によって必要とされている場合のみ要求される) という3項目が、条件付き (法的に必要な場合のみ要求) または強化が必要な状態となっている。また、日本が遵守しているICCAT、CCAMLR、CCSBTおよびIOTCが定めるKDEと、私たちの推奨KDEの間の整合性は、それぞれ47%、76%、47%、41%となっていることが分かった。

EUと米国の制度間の整合性を比較すると、私たちが評価した17項目のKDEのうち10項目 (59%) で足並みが揃っていた。比較の結果は、EUと米国の「基本情報」についての類似性を強調しているものの、このうち「UVI [IMO番号など]」という項目については、EUおよび米国の両方において、強化が必要になっている。7項目のKDEについては足並みが揃っていない。EUと米国の間だけでなく、RFMOによる他の多国間制度との間でも、より多くのKDEの整合性を図り、異なる制度間の情報共有を促進する余地がある⁴。

1 『世界漁業・養殖業白書 (SOFIA) 』、FAO (2018年)

2 2008年9月29日採択「違法・無報告・無規制漁業を防止、抑止及び廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合理事会規則 (EC) 第1005/2008号」 (OJ L 286, 29.10.2008)

3 対象となっているすべての魚種のリストについては、別紙1参照

4 2020年10月更新

このままでは、協調性を欠いた片務的なIUU漁業撲滅のための貿易手段が乱立するリスクが高い。制度の標準化と協調性が欠如すれば、複数の制度がばらばらに示すCDSの要件が十分に把握されないことで制度設計上の欠陥が見落とされ、新たな制度が作られた際にも同じような欠陥が繰り返されてしまうおそれがある。また、複数の市場向けに漁獲物を現在販売している、あるいは将来的に販売したいと考えている漁業者やサプライチェーン関係者にとって、異なる複数の制度に対応するためのコストは相当な金額になる可能性がある。

「標準化と協調性」の問題は、こうした制度が世界の海において共同で変化を推進する能力に根本的な影響を与えるものであり、KDEに限った問題ではないということを念頭に置くことが重要である。本調査研究では、いかなる制度であれ採り入れるべきであると考えられる運用面での五つのベストプラクティスの概要を説明し、既存制度において、対象魚種、リスク評価などの面で見られる矛盾を提示している。市場国は、すべての魚種を網羅した輸入規制を採用すべきである。そして、輸入管理書類のKDEは、抜け道がないことを確認するために十分なものとなっていることが必要だ。さらに、データの交換および照合、効率性、そして取引を促進し、EU非加盟国にとっての技術的なハードルを下げるができるよう、市場国間で書類の整合性が図られている必要がある。これはまた、公平な競争の場を強化することにも繋がる。市場国は、より強力なリスク評価指標を用いるべきであるほか、新技術の台頭に伴い、電子化に対応した制度の開発も必要である。



2. はじめに

違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業が世界中の漁場で広く行われており、国家による水産物輸入管理体制が脆弱であるほど、違法な水産物が市場に流入する可能性が高まることが明らかになっている⁵。具体的には、漁獲時点から最終仕向地到着時点までというバリューチェーンにおける各重要段階が、脆弱になりがちである。

IUU漁業由来の水産物の市場への流入を防ぐことを目的に、加工・流通過程の管理における空白域や非効率に対応するためのトレーサビリティシステムが過去10年間にわたって整備されている。なお、本調査研究では、こうしたシステムを「輸入管理制度」と呼ぶ。輸入管理制度に組み込まれている漁獲証明書は、報告および記録管理に用いることができる。これらのツールは、漁獲、水揚げ、輸送および加工から最終市場まで、水産物を追跡するために役立つ市場関連の措置である。

IUU漁業撲滅のための主要な取引関連の措置は、「貿易制限措置」と「漁獲証明制度」という異なる2つのカテゴリーに分けられる。貿易制限措置はしばしば「貿易制裁」とも言われ、単独または複数の市場国によって制定される。これまでに、「貿易証明制度 (TDS)」と「漁獲記録制度 (CDS)」という2つの異なる漁獲証明制度が策定され、実施されている。

輸入管理制度には、片務的なもの（市場国が個別に導入）と、多国間のもの（地域漁業管理機関 [RFMO] レベルで実施）がある。既存の2つの主要な片務的輸入管理制度⁶は、EUのCDSおよび米国のSIMPである。RFMOによる多国間輸入管理制度では、漁場からの資源の採取方法に加えて、得た資源の国際取引が認められるために必要な条件を規定している。該当するRFMOの協定水域内で漁業、水産資源の加工または取引を行うすべての当事者がこの制度を遵守しなければならない。

輸入管理制度は、漁船によって漁獲および水揚げされた水産物の合法性の確認に寄与するとともに、関連する国、地域、および国際的な保安全管理策に沿った方法で水産物が得られたことを保証するものである⁷。こうした制度は、完全かつ認証可能なトレーサビリティを備えており、違法に漁獲された水産物の取引の削減に役立つことが証明されている⁸。

しかしながら、独自の制度を策定する国やRFMOが増加するにつれて、現状では協調的かつ連携された取り組みが存在しないことが明らかになってきている。そのため、将来的に貿易の負担が増し、管理に一貫性がなくなり、情報の共有や相互参照ができなくなるのではないかと懸念が生じている。国連食糧農業機関 (FAO) は、この状況を踏まえ、また、第31回FAO水産委員会 (COFI31 [2014年6月9日～13日、ローマ]) からの要請に応じて、漁獲記録制度のための自主ガイドラインを策定した。このガイドラインは、2017年7月の第40回FAO総会において正式に採択された。このガイドラインには、提案された中核となる8項目の情報要素（証明書などの一義的かつ確実な識別、漁獲および水揚げに関する情報 [漁船または船団、魚種、生産水域、水揚げ情報など]、海上または港湾における積み替えに関する情報 [漁獲などの提供元船舶と受領船舶、海域、日付など]、輸出品の詳細 [製品種別、重量など]、連絡先の詳細を含む認証発行機関の情報、連絡先の詳細を含む輸出者情報、連絡先の詳細を含む輸入者情報、輸出および輸送の詳細情報）ならびに再輸出および加工に特化した4つの追加要素（当初の漁獲証明書へのリンク、輸入、再輸出または加工される製品の説明、再輸出または加工についての報告書などの認証発行機関の情報 [連絡先の詳細を含む] など）を記載した付属書が含まれている⁹。

Environmental Justice Foundation (EJF)、Oceana、The Nature Conservancy (TNC)、The Pew Charitable Trusts (ピュー財団) およびWWF (世界自然保護基金) は、「EU IUU連合」として連携し、高い目標を掲げた協調的な輸入管理制度の導入および実施といった手段によってIUU漁業をなくすため、世界的な漁業のガバナンスと透明性の向上に取り組んでいる。

5 Hosch, G. & Blaha, F. (2017). Seafood traceability for fisheries compliance: Country-level support for the effective implementation of catch documentation schemes. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper No. 619. Rome, FAO. 102 pp.

6 単一の国または複数国の連合によって規定され、市場に流入する漁獲を規制・追跡する輸入管理制度。

7 Report of the Expert Consultation on Catch Documentation Schemes, FAO Fisheries and Aquaculture Report No. 1120, July 2015.

8 Hosch, G. (2016). Trade Measures to Combat IUU Fishing: Comparative Analysis of Unilateral and Multilateral Approaches. Geneva: International Centre for Trade and Sustainable Development (ICTSD).

9 FAO (2017). Voluntary Guidelines for Catch Documentation Schemes.

本調査研究の目的は、技術レベルでデータの整合性を向上させることによって解消する必要がある空白域に加えて、足並みが揃っている領域を特定することで貿易を促進し、主要市場国間の情報交換と協力関係を向上させることである。この観点から、本調査研究では、水産物の三大市場であるEU、米国および日本における既存の片務的な輸入管理制度や要件に焦点を当てている。まず、これらの市場における既存の輸入管理制度について概説した後、FAOのガイドラインおよび既存の情報源（査読済みの文献、技術文書および研究論文など）に基づくベストプラクティスを提示する。その後、既存の輸入管理制度におけるデータ要件を比較分析したうえで、結論および提言を示すものとする。



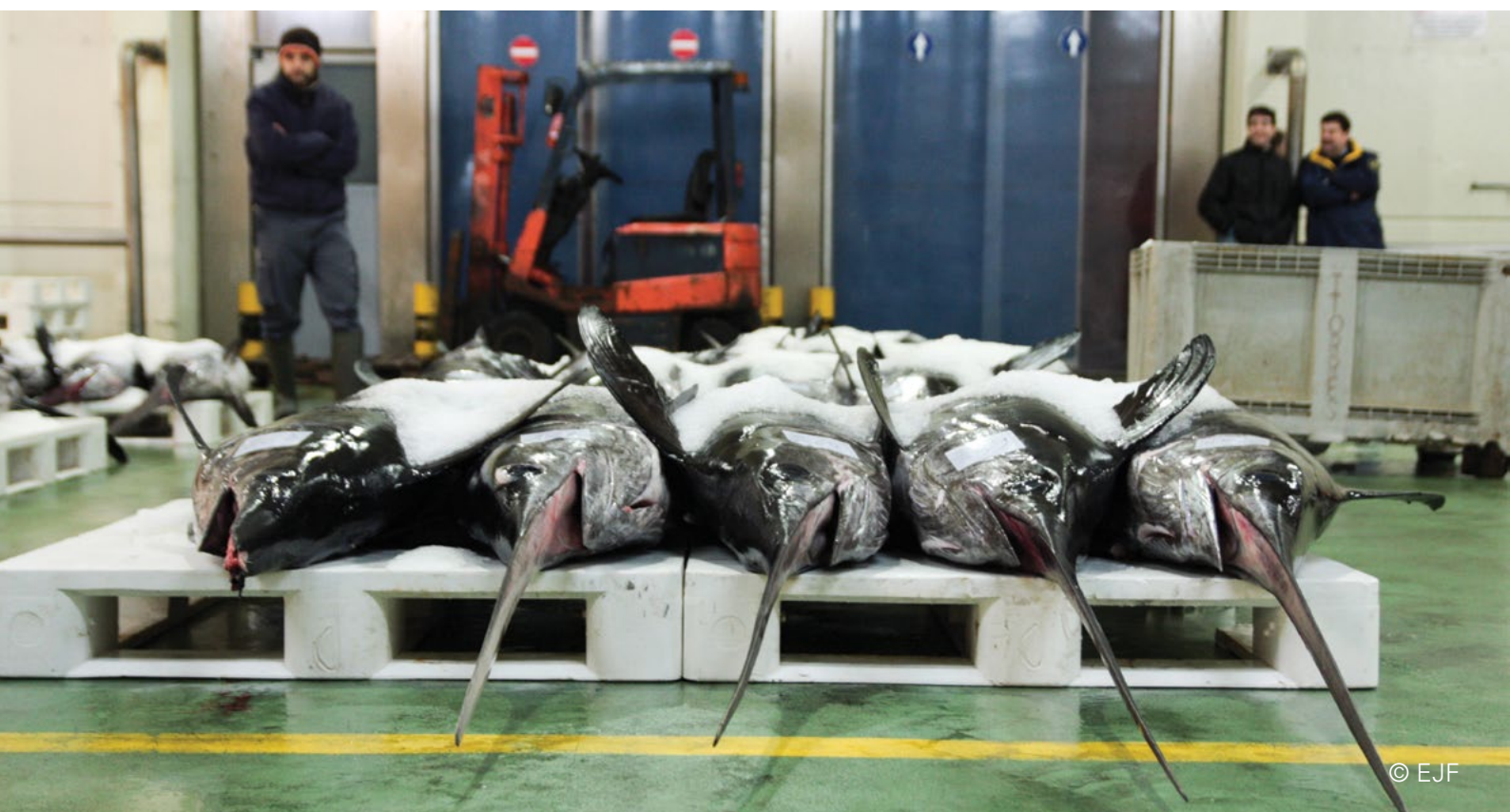
3. 主要水産物市場国における現行の輸入管理制度の概要

3.1 欧州連合

EUは世界最大の水産物輸入市場であり、2017年には、253億ユーロ相当の水産物（漁業および養殖業由来）を輸入した。主な品目はサケ、タラ、エビおよびマグロであった。EUへの主な水産物供給国は、ノルウェー、ロシア、エクアドル、ベトナム、インドおよびアルゼンチンである¹⁰。

EUは、いわゆる「EU IUU漁業規則」によって、漁獲証明書を使用した漁獲証明制度を2008年に導入し、この規則は2010年1月に発効した。EUの漁獲証明制度は、IUU漁業活動に由来する製品がEU市場に流入するのを確実に防ぐことを目的としている。この制度のもとでは、EU非加盟国との取引によりEU圏内の市場に流通するすべての野生海産魚に、漁獲証明書を添付しなければならない（別紙1に記載の一部例外を除く）¹¹。EU漁船の漁獲（別紙1に記載の製品を除く）についても、仕向地のEU非加盟国が要求した場合、管轄のEU加盟国当局による漁獲証明書の認証が輸出に先立ち必要となる。

この制度は、漁獲についての責任を有する漁船の船籍にかかわらず、EUに輸入されるすべての未加工水産製品および水産加工品に適用される。輸入書類に記載する情報は、船舶の活動の責任者（漁船の船長など）、加工または輸出の責任者、あるいはこれらの者の代理人が提供する。その後、旗国（船舶が登録されている国）の所轄官庁が当該情報を認証し、輸入される製品が国内漁業法、国際漁業法、また、国内および国際保管理策を遵守して漁獲されたものであることが証明されなければならない。漁獲証明書が添付された水産物が合法的なものであることを、リスクアプローチに従ってEUへの輸入地点で認証する義務が加盟国にはある。



© EJF

¹⁰ European Market Observatory for Fisheries and Aquaculture, The EU Fish Market 2018 Edition.

¹¹ 水産物をEU内の港湾に直接水揚げするEU加盟国籍船は、当該水産物を（加工目的などで）EU非加盟国で一定期間保管または取り扱った後にEU圏内に再輸入する予定となっている場合のみ、漁獲証明書を作成する義務がある。

EU IUU連合は、EU IUU漁業規則の第12条第4項および第20条第4項に基づき、漁獲証明プロセスのデジタル化を以前から提唱してきたが¹²、2019年5月、欧州委員会は、「漁獲証明書のための新たな任意運用ITシステム (CATCH)」の始動を発表した¹³。本報告書の執筆時点で、このシステムは、EU加盟国および加盟国内の事業者によって自主的に使用され、2020年または2021年から法的拘束力を有するようになる見込みとなっている¹⁴。CATCHの目的は、EU加盟国が利用可能な単一のデータベースを提供し、輸入書類の管理をリアルタイムで監視できるようにすることである。このシステムの最初のバージョンは、漁獲証明書、加工についての報告書、および輸入申告書を対象とする。CATCHは、紙媒体の関連書類の不正や悪用が疑われる事例を加盟国が検知するのに役立つはずであり、輸入管理当局の負担を軽減することによって、EU加盟国の国境での管理業務が簡素化および迅速化されることが期待される。このシステムはまた、ある地点でEUへの輸入を拒否された水産物が別の地点からであればEUに入れてしまうという事態を確実に防ぐことで、EU市場からIUU水産物を排除しようとするEU加盟各国のそれぞれの取り組みの間の公正性と一貫性を高めることも意図している。

3.2 アメリカ合衆国

アメリカ合衆国（米国）は、世界第2位の水産物輸入国であり、2017年には270万トンを超える水産物を輸入した（215億米ドル相当以上）¹⁵。エビ、サケ、マグロ（切り身および缶詰め）といった人気の高い輸入品目の多くは、東アジア産となっている¹⁶。米国は、2016年に「水産物輸入監視制度 (SIMP)」という独自の輸入管理制度を導入した。SIMPは、IUU漁業や水産物の食品偽装のリスクが特に高いとして指定された13種類の水産物の輸入についての報告および記録管理の要件を規定している¹⁷、¹⁸。米国海洋大気庁海洋漁業局（NOAA海洋漁業局）は、輸入者に対し、毎年更新が可能な「国際水産貿易に関する許可 (IFTP)」を取得することを義務付けている。また、輸入者が対象魚種とその加工品についての特定のデータおよび情報を収集し保管することを、輸入の条件として義務付けている。SIMPの対象魚種のうち11種についての報告は、2018年1月1日から必須となった。エビとアワビについての報告および記録管理義務は、2018年12月31日に発効した。

これらの優先魚種の漁獲および水揚げに関する記録の収集は、すべての輸出入報告についての米国政府の単一データポータルである「国際貿易データシステム (ITDS)」を介して行われる。積み荷の輸入者は、漁獲または生産の合法性を証明できるよう、輸入する水産物の漁獲から米国への入国地点までの加工・流通過程の管理に関する記録を保管しなければならない。NOAA海洋漁業局は、漁獲および水揚げに関する情報を検証するため、IFTP保有者に対する無作為監査および対象を絞った監査を実施している。SIMPに基づく監査によって、IUU漁獲由来または不正表示のある水産物が輸入品に含まれていたことが明らかになった場合、NOAAは、被監査者に対して監査結果を通知する。監査結果の情報は、NOAA海洋漁業局法執行部（Office of Law Enforcement）にも通知され、必要に応じて同部が追加措置をとる¹⁹。SIMPのシステムでは、輸出者が提出した情報について、旗国、沿岸国、寄港国または加工国のいずれもが、監査に先立って検証することは求められていない。情報の信頼性を確認する責任は、輸入者が負う。

3.3 日本

日本は世界第3位の水産物輸入国であり、2017年にはおよそ150億米ドルの水産物を輸入した²⁰。日本市場への主な水産物供給国は、中国、米国、チリおよびロシアである²¹。日本が輸入する高価な水産物としては、かつお・まぐろ類（鮮魚および冷凍品）、ウナギ、エビ、カニ、さけ・ます類などが挙げられる。

12 Modernisation of the EU IUU Regulation Catch Certificate System, EU IUU Coalition (2016). Improving performance in the fight against illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing, EU IUU Coalition (2017).

13 Seafood Expo (2019年5月7日、ブリュッセル) での漁獲証明書のための欧州委員会のITシステム (CATCH) 立ち上げ (欧州委員会 Karmenu Vella委員 [当時] によるスピーチ) https://ec.europa.eu/commission/commissioners/2014-2019/vella/announcements/speech-commissioner-vella-launch-eus-electronic-catch-documentation-scheme-catch-seafood-expo_en.

14 European Commission, Directorate-General for Maritime Affairs and Fisheries, CATCH information note, https://ec.europa.eu/fisheries/sites/fisheries/files/docs/body/catch-it-system_en.pdf

15 National Oceanic and Atmospheric Administration (NOAA) Fisheries, Current Fishery Statistics No. 2017-2, Imports and Exports of Fishery Products, Annual Summary, 2017 (revised June 27, 2018).

16 National Oceanic and Atmospheric Administration (NOAA), Office of Science and Technology, National Marine Fisheries Service, Commercial Fisheries Statistics for 2017. (2017年の米国のASEAN加盟国からの輸入額は55億米ドルを上回った。) https://www.st.nmfs.noaa.gov/pls/webpls/trade_prdct_cntry_ind.results?qttype=IMP&qyearfrom=2017&qyear=2017&qprod_name=%25&qcountry=ASEAN&qsort=COUNTRY&qoutput=TABLE.

17 米国の漁業者には、水揚げ時の漁獲情報を報告する義務が既にある。

18 アワビ、タイセイヨウダラ、アオガニ (ソフトシェルクラブ)、シラ (マヒマヒ)、ハタ、タラバガニ、マダラ、*Lutjanus campechanus* (レッドスナッパー)、ナマコ、サメ、エビ、メカジキ、かつお・まぐろ類 (ピンナガマグロ、メバチマグロ、カツオ、キハダマグロ、クロマグロ、タイセイヨウクロマグロおよびミナミマグロ)。

19 NOAA Fisheries, Guide to audit requirements for the Seafood Import Monitoring Program: Frequently Asked Questions, <https://www.iuufishing.noaa.gov/Portals/33/SIMP%20Audit%20Guidance.pdf?ver=2018-05-03-144502-367>, 2019年7月29日閲覧。

20 FAO, GLOBEFISH Highlights, a quarterly update on world seafood markets, April 2018 issue.

21 2018年度について、農林水産省資料より。 <http://www.maff.go.jp/e/data/publish/attach/pdf/index-166.pdf>

2018年9月に安倍首相（当時）が述べたとおり、IUU漁業活動を撲滅するためには、違法な手段で調達された水産物の流通を阻止することが重要である²²。日本では、1996年に「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法」が制定され²³、同法を通じて、また、CDSを実施する三つのRFMOおよび一つの保全機関における加盟国としての立場によって、日本は、以下の3魚種に関するCDSに参加している（EUおよび米国も加盟国のため同様に参加している）。

(1) みなみまぐろ保存委員会（CCSBT）によるミナミマグロのCDS（2010年より施行）

(2) 大西洋まぐろ類保存国際委員会（ICCAT）によるタイセイヨウクロマグロの電子漁獲記録（eBCD）（2008年より施行、2016年に紙媒体から電子媒体に移行）

(3) 南極の海洋生物資源の保存に関する委員会（CCAMLR）によるメロ（マジェランアイナメ、ライギョダマシ）のCDS（2000年より施行）

これらに加え、日本は現在、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）によるメバチマグロの統計証明制度も遵守しなければならない。なお、本報告書の執筆時点で、日本は独自の片務的な輸入管理制度の策定を検討している。



© EJP

22 2018年9月24日にニューヨークで開催された「持続可能な海洋経済の構築に向けたハイレベル・パネル第1回会合」での安倍晋三首相のスピーチ（https://www.mofa.go.jp/ic/gic/page4e_000906.html【2019年7月27日閲覧】）。

23 Marti, C., Vallerani, M., Ojamaa, P. (2017). Research for PECH Committee – Fisheries in Japan, European Parliament, Policy Department for Structural and Cohesion Policies, Brussels.

4. 推奨されるベストプラクティス

4.1 主要データ要素

本章では、強力な輸入管理制度のための最低基準として重要であると考えられる「主要データ要素 (KDE)」について、文献の考察と既存制度の分析をもとに見ていく。KDEとは、水産物の合法性を適切に判断し、サプライチェーンの全段階にわたって追跡するために不可欠なデータを指す²⁴。KDEは通常、水産物がサプライチェーンの異なる段階に進むにしたがって「誰が、何を、いつ、どこで、どのように」行ったのかに関する情報に特化している²⁵。本章は第5章の前置きとなっており、第5章では、本章で推奨する一連のKDEに照らしてEU、米国および日本のKDEを比較する（ただし日本についてはRFMOが定めるKDEの要件）。第5章では、これに加えてEUと米国のKDEの間の補完性についても検証し、各国のKDEの技術的協調が、世界的なIUU漁業との闘いや貿易の振興に寄与するかを推測する。



© TNC | Nick Hall

²⁴ The Oceans and Fisheries Partnership (2017). Data Requirements for Catch Documentation and Traceability in Southeast Asia.

²⁵ 24に同じ。

I. 「誰が」—船舶の識別および加工国における操業者

船舶名称 積み荷に関連する漁船の名称が特定されれば、輸入管理当局が船舶の登録情報、写真およびその他の書類を相互に参照することができ、虚偽の船舶情報による不正の排除に役立つ²⁶。船舶名称は、船舶識別番号と法的に紐づけられるべきであり、IMO番号などの固有の船舶識別子 (UVI) の使用が推奨される²⁷。

固有の船舶識別子 (IMO番号など) 「固有の船舶識別子 (UVI)」は、船舶ごとに割り当てられる固有の識別子 (通常はアルファベットと数字からなる文字列) であり、国際的なトレーサビリティを可能にするものである。一度付与されたUVIは、旗国、所有者または名称に変更があっても、その船舶が存在し続ける限りは変更されない。また、UVIを割り当てられた船舶が廃船などになった後であっても、物理的な標識を常置している他のいかなる船舶に対しても同じUVIを使いまわすことはできない。旗国は、国および地域の関連する規則に従って、漁船のUVI取得および運用を義務付ける責任を有する。IMO番号システム²⁸ は、国際的UVIシステムの代表格とみなされており、FAOの「Global Record of Fishing Vessels, Refrigerated Transport Vessels and Supply Vessels (漁船、冷凍冷蔵運搬船および補給船に関する記録のグローバル管理プログラム)」の不可欠な要素にもなっている²⁹。IMO番号は、リスク分析目的で利用できる船舶の特性のうち、最も有用かつ信頼できるものの1つである。政府による船舶登録制度が存在しないか不十分な場合、対象となる全船舶に対してIMO番号の使用を義務付けることを推奨する。本調査研究の時点で、IMO番号付与対象船舶の最新基準は、IMOの第30回総会 (2017年) の第A.1117 (30) 号決議に記載されている。この中では、総トン数100 t未満、全長12メートルまでの船内機付き漁船のうち、旗国管轄水域外での操業が許可されているもの (木造船を含む) が対象となっている。

船籍 海洋法に関する国際連合条約 (国連海洋法条約 [UNCLOS]) の下では、いかなる国も、船舶に自国の旗を掲げることを許可することで、その船舶に自国の国籍 (船籍) を与える権利を有する³⁰。旗国は、自国船籍船に国内法および国際法を確実に遵守させ、違反があった場合には、その発生場所にかかわらず効果的に法を執行する法的責任を有する³¹。旗国は、自国船籍船に対する第一義的な立法管轄権および執行管轄権を有する。これは実務の観点では、船主と操業者にどの法律を適用するか、また、それらの法律を実際に執行するかについて、旗国が決定するということを意味する。自国船籍を付与するかの判断に当たって、旗国が適用する審査や基準のレベルにはばらつきがある。旗国によっては、審査基準が比較的緩くなっている。

「便宜置籍国」³² とはオープンレジストリー (登録された船舶の受益所有権や管理の所在が、旗国の外に置かれることを認める登録制度) を運用する国である³³。漁業分野の国際法を遵守せず、自国船籍漁船の監視を怠る国は、「flag of non-compliance (不遵守船籍国)」と呼ばれる³⁴。

そのため、船舶の旗国に関する情報は、水産物がIUU漁業に由来しているリスクが高いかを輸入管理当局が判断する材料になり得る。例えば、「不遵守船籍国」からの輸入品については、輸入管理当局が入念な検査を行うことが義務付けられるかもしれない。

26 FAO (2017) , The Marking and Identification of Fishing Vessels

27 EU IUU Coalition (2017), PAS 1550:2017 Exercising due diligence in establishing the legal origin of fishery/seafood products and marine ingredients – Importing and processing – Code of practice; https://ec.europa.eu/fisheries/sites/fisheries/files/docs/body/technical_note_en.pdf.

28 国際海事機関 <http://www.imo.org/en/ourwork/msas/pages/imoidentification-numberscheme.aspx>.

29 詳細は、Pew Charitable Trusts (ピュー財団) によるIMO番号の説明を参考のこと <https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/fact-sheets/2017/05/the-imo-number-explained>.

30 (船舶は登録を受けた国の船籍を有し、船籍国の法律の管轄下となることが記されている) 1982年12月10日採択「国連海洋法条約 (UNCLOS)」第91条については以下を参照のこと。 http://www.un.org/depts/los/convention_agreements/texts/unclos/unclos_e.pdf

31 UNCLOS第217条。

32 International Transport Workers' Federation (ITF), Current Registries Listed as Flags of Convenience (FOCs), <https://www.itfseafarers.org/foc-registries.cfm>, 2019年7月29日閲覧。

33 International Transport Workers' Federation (国際運輸労連) <https://www.itfglobal.org/en/sector/seafarers/flags-of-convenience>.

34 Swan, J. (2002). Fishing Vessels Operating under Open Registries and the Exercise of Flag State Responsibilities. FAO, Rome, 2002: <http://www.fao.org/3/a-y3824e.pdf>; Miller, D.D. and Sumaila, U.R. (2014). "Flag use behavior and IUU activity within the international fishing fleet: Refining definitions and identifying areas of concern" in Marine Policy 44, 204–211.

国際呼出符号

「国際呼出符号（IRCS）」とは、船舶ごとに割り当てられる、固有の英数字からなる識別子である。IRCSにより、同一名称の2隻の船舶を区別することができる。

輸出者または再輸出者に関する情報

「加工国」という概念は漁業関連の国際法ではまだ認識されていないものの、サプライチェーンの重要な構成要素である。既存のCDSでは、水産物の市場への流入および輸出を対象としているが、加工国は「ブラックボックス」として扱われている。規制当局が違反の発生場所とその責任の所在を特定できるよう、水産物がある国に入ってから出るまでの間に生じた事象を網羅するトレーサビリティのツールが必要である³⁵。

輸出元または出発地および仕向国に加えて、輸出事業者または再輸出事業者の名称、住所および電話番号が提供されなければならない³⁶。これらの情報によって、サプライチェーン中の全関係者が誰なのかを明確にでき、水産物の「フルトレーサビリティ（完全な追跡）」が可能になる。これにより当局は、事業者の信頼性を確認でき、懸念がある場合には、その事業者に連絡を取ることができる。

輸入事業者情報

輸入事業者が仕向国または加工国のいずれにあっていても、また、水産物が加工されていても未加工製品であっても、その識別情報（名称、住所および電話番号）は、水産物をバリューチェーンに沿って追跡するために必要である。国外で得られた漁獲物が最初に加工国に輸入される際には、輸出の時点で加工についての報告書を発行し、原料製品と外国で発行された漁獲証明書を、積み荷中の最終製品と紐づけるべきである。さらに、輸入地または仕向地（都市名、国名など）の情報も必要となる。



© TNC | Jason Houston

³⁵ Hosch, G. & Blaha, F. (2017).

³⁶ クロマグロ（*Thunnus thynnus*）の漁獲記録プログラムを設立し、欧州連合（EU）理事会（EC）規則第1984/2003号を改正する2010年7月7日採択「欧州議会および理事会規則第640/2010号」（別紙III） <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32010R0640&rid=7#d1e35-12-1>（別紙III）。

II. 「何を」—漁獲の種別および量

水産製品の種別	輸入管理制度においては、製品の種別（鮮魚、冷凍品、フィレ、ロイン [四つ割り]、すり身、魚粉など）が明確に区別されるべきである。
FAOのASFISコードに組み込まれた生物種名	FAOは、種、属、科またはより高位の分類学的区分に従った「species items（種項目）」と呼ばれる2,346の統計区分（2019年公表データによる）に基づき、世界の漁獲量および養殖生産量についての統計データを照合している。水圏科学および漁業に関する情報システム（ASFIS）の種のリストには、漁業および養殖業への影響力や関係性に従って選定された12,771の種項目が含まれる。記録されている種項目ごとに、コード（水棲動植物国際標準統計分類 [ISSCAAP] グループ、分類学的コードおよびアルファベット3文字）ならびに分類学的情報（学名、命名者、科および高位の分類学的区分）が提供されている ³⁷ 。ASFISのリストは、世界中の種を識別するための国際的かつ協調的なベストプラクティスであるとみなされている。船舶が法的に許可を受けた魚種を漁獲していることを証明するとともに、偽装表示による不正を防ぐ目的で情報の相互参照を行うために不可欠な情報である。
推定生重量 (kg)	漁獲のロンダリング（違法漁獲と合法漁獲を混ぜることで、後者についての証明書を前者の隠れみのかとすること）が疑われる場合の相互参照が、この情報によって可能になる。輸入物に水産加工品が含まれる場合、計算に使用された換算係数 ³⁸ の提供を義務化すべきである。これは、水産加工についての報告書に記載された使用漁獲物の重量と加工品の重量との間に整合性があるかを判断するのに役立つ ³⁹ 。各国当局は、（定期的な改訂を要する）独自の換算係数 ⁴⁰ を定めるか、RFMOの換算係数に従うべきである。このほかの生重量換算係数については、FAOの漁業統計に関する調整作業部会による『Handbook of Fishery Statistical Standards（漁業統計基準ハンドブック）』を参照のこと ⁴¹ 。
加工重量 (kg)	最終市場への再輸出を目的として、外国の漁獲が加工国に輸入される場合、積み荷中の最終製品を原料製品および漁獲記録に紐づけたうえで、加工重量を明確にすべきである。
海上での積み替えの申告および許可	違法漁業者は、積み替えの慣習を悪用し、違法漁獲のロンダリングを行っている。また、冷凍冷蔵船は漁をしないことから、漁獲記録や監視についての要件をしばしば免除されるため、漁船から食卓までという加工・流通過程の一貫した管理に欠落が生じる。船舶識別情報、積み替えの実施日付および水域、魚種、積み替え貨物の推定重量およびUVIに加えて、積み替え元となった船舶の情報についても記録することにより、積み替えの規制を強化し、トレーサビリティと説明責任を強化することが必須である。

III. 「いつ」—操業日

漁獲日	これは漁業活動が行われた日付（年月日）を指す。当該漁業者が法的に認められている日付に漁を実施していたのかを輸入管理当局が検証するのに役立つ。特に、禁漁期間中の遵守を監視するために有用である。
-----	---

37 FAO Fisheries and Aquaculture Statistics and Information Branch (FIAS), <http://www.fao.org/fishery/collection/asfis/en>, 2019年7月29日閲覧。

38 The EU system for fisheries controls, Conversion factors, https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/control/conversion_factors/, 2019年7月29日閲覧。

39 EU IUU Coalition (November 2016). Risk assessment and verification of catch certificates under the EU IUU Regulation.

40 The EU system for fisheries controls, Conversion factors, https://ec.europa.eu/fisheries/cfp/control/conversion_factors/, 2019年7月29日閲覧。

41 FAO, Coordinating Working Party on Fishery Statistics, Conversion factors, <http://www.fao.org/cwp-on-fishery-statistics/handbook/capture-fisheries-statistics/conversion-factors/en/>.

IV. 「どこで」一場所

生産水域	「生産水域」とは、水産物を漁獲した場所を指す。漁業活動における生産水域は、具体的に示されることが望ましい。現在、以下の生産水域コードが推奨されている。 • 国際標準化機構（ISO）の国コードーある国の排他的経済水域（EEZ）内で漁が行われる場合 • RFMOコードーRFMOの管轄水域内で漁が行われる場合 • FAO漁獲統計海区コード トレーサビリティの改善と、適切な港湾管理のためには、EEZと公海を明確に区別した生産水域の定義を義務化すべきである。
漁業許可	これは、漁業者または漁船に対して野生水産動物を漁獲する許可を与える当局からの規制文書に紐づけられた固有の番号を指す。所轄官庁が当該漁業活動の実施許可を与えていたこと、また、関連する管理措置を遵守して漁獲が得られたことの確認が必要となるため、漁業許可や積み替え許可の証拠は、輸入書類の中で明確に示されなければならない。なお、漁業許可には、実施期間、水域、魚種、上限漁獲量、漁具および許可書の発行機関に関する情報を含むべきである。
水揚げ港	水揚げ港は、水産物が最初に陸上に荷揚げされる地点である。漁船が水揚げする港は、海上を運ばれてきた水産物が陸上のサプライチェーンに移行する地点であるため、トレーサビリティにとって重要な情報となる。なお、水揚げ日も明記されるべきである。
加工地	水産加工場の名称、住所および承認番号、ならびに衛生証明書の記載番号および日付が必要となる。

V. 「どのように」一漁法

漁具または漁法	「漁具」とは、水産動物の捕獲に使用される器具を指す。漁具や漁法に関する情報があると、漁の責任者が漁業活動を合法的に行ったことを輸入管理当局が確認できるようになる。例えば、ICCATによるクロマグロの電子漁獲記録プログラム（Electronic Bluefin Tuna Catch Document Programme [eBCDプログラム]）⁴²では、国際的に認められている漁具コードのデータベースを管理している⁴³。漁具や漁法の説明は、FAOのInternational Standard Statistical Classification of Fishing Gear（漁具の国際標準統計分類）と足並みを揃えるべきである。
----------------	---

42 International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT), Data Code System, https://www.iccat.int/en/stat_codes.html, 2019年7月29日閲覧。

43 FAO, International Standard Statistical Classification of Fishing Gear, <http://www.fao.org/cwp-on-fishery-statistics/handbook/tools-and-resources/en/>

4.2 制度の対象範囲および運用面でのベストプラクティス

以下の特性はKDEではないものの、効果的な輸入管理制度を策定するために必要であると考えられる重要な定性的特徴となっている。

VI. 対象範囲	
輸入管理制度の対象魚種	輸入管理制度の意義の大きさは、対象魚種の数による。必須KDEが強力であっても、対象魚種が数種に限られていれば、有効性は弱まる。効果的な輸入管理制度のためには、全魚種を対象にする必要がある。
電子的に得られた輸入データ	輸入情報が電子的に得られれば、(国内外の) 情報交換やデータ処理はもとより、市場国での食品偽装のリスク軽減や管理の合理化についても範囲が大きく広がる ⁴⁴ 。
認証の責任を負う機関またはステークホルダー	どの機関またはステークホルダーが、バリューチェーンに沿って輸入を検証する責任を負うかによって、必要な能力に加え、制度的アプローチ、そして輸入管理制度の根底にある考え方が異なってくる。現状では、許可を承認する責任については旗国、水揚げ地点のある寄港国、食品安全については加工国というように、複数の認証地点が存在する。この観点から市場国は、データおよび情報の適法性の確認について責任を負うべき機関または業界を定めた制度的枠組みを設ける必要がある。
リスクの高い輸入品に対するリスク評価	輸入市場にとっては、リスクの高い輸入品を対象とした強力なリスク評価のプロトコルや制度を策定することが不可欠である。すべての積み荷を評価することは実行不可能だ。例えば、EU圏内の上位輸入国（ドイツ、スペイン、フランスなど）では、毎年40,000件から60,000件の紙媒体の漁獲証明書を受領しており、これは1日当たり110件から165件に相当する ⁴⁵ 。よって、積み荷の検査効率を最大限に高めることが最も重要になる。IUU漁業由来であるリスクが最も高い輸入品に対して、綿密で厳しい検査を確実に行えるよう、輸入市場は強力なリスク評価の手順を定める必要がある。理想的には、漁獲から輸入までの全段階を登録し、取引の一元管理が可能な台帳を整備できることが望ましい。情報がある段階で欠如している場合、あるいは、リスク評価に従った注意喚起がなされた場合、さらなる確認を求める警告を出して証明の手続きは中断される。
市場国間の情報交換	市場国とRFMOの間でリスクのある輸入品（およびサプライチェーン中におけるその関係者）についてのデータをやり取りすることは、悪徳行為の当事者が世界の他の地域で操業することや、検査が緩やかで侵入しやすい地点を探し回ることを阻止するために役立つ。このようなデータや情報の共有は、既に一部のRFMOの間で実行されている。取引を一元管理する台帳があれば、データのやり取りが大幅に促進することができる。

⁴⁴ EU IUU Coalition (2016). Modernisation of the EU IUU Regulation Catch Certificate System.

⁴⁵ 44に同じ。

5. KDE比較分析の結果

本章では、EU、米国および日本（ただし日本については加盟しているRFMOの要件）を、私たちが推奨するKDEに照らして比較する。さらに、既存の二つの片務的制度同士、すなわち、EUと米国の制度を比較し、両制度が、私たちの推奨KDEに対してどの程度整合性があるかを割り出す。この分析の結果は、図1の通り。



図1 異なる輸入制度間のKDEの比較分析

	主要データ要素 (KDE)	欧州連合	米国	RFMOおよびCCAMLRの漁獲記録制度				追加情報
				ICCAT	CCSBT	CCAMLR	IOTC※ (統計証明 制度)	
「誰が」	船舶名称							
	固有の船舶識別子 (IMO 番号)							EU—IMO番号が旗国から発行されていれば提示が必須 米国—UVIがある場合には要求 CCAMLR—IMO番号を任意で提示できるようになっているが必須ではない
	船籍							
	国際呼出符号 (IRCS)							
	輸出者または再輸出者の 情報							ICCAT—企業名のみを要求
	輸入事業者の識別情報							
「何を」	水産製品の種別							
	生物種名—ASFISコード							
	推定生重量 (kg)							ICCAT—「重量」の記載が要求されるが、細かい指定はない CCSBT—総重量を要求 IOTC—総重量を要求
	加工重量 (kg)							
	積み替え—海上での積み 替えの申告および許可、IMO番号、船長につ いての情報							EU—海上での積み替えを一律に 禁止 米国—船長についての情報は要求 していない CCSBT—申告書類中にはIMO番 号の記載を求めている
「いつ」	漁獲日							

	主要データ要素 (KDE)	欧州連合	米国	RFMOおよびCCAMLRの漁獲記録制度				追加情報
				ICCAT	CCSBT	CCAMLR	IOTC※ (統計証明 制度)	
「どこで」	生産水域 (EEZと公海を 明確に区別したほうが 定義できる)							CCSBT、ICCATおよびIOTC—そ れぞれが使用している生産水域の 名称の記載を求めているが、これ らは必ずしもEEZと公海を区別し ているとは限らない。
	漁業許可							米国—ある場合には要求
	水揚げ港							
	加工地							
「どのように」	漁具の種類または漁法							

制度の対象 範囲および 運用面でのベ ストプラクティス	輸入管理制度の対象魚 種	すべての海産物。ただし、稚魚 や幼生の養殖によって得られる 水産製品、観賞魚、イガイ属、 ミドリイガイ属、腹足綱（巻貝な ど）といった重要性があまり高 くないものは除く (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32010R0086 で完全なリストを閲覧可能)	アワビ、タイセイヨウダラ、アオガニ (ソフトシェルクラブ)、シイラ (マ ヒマヒ)、ハタ、タラバガニ、マダラ、 <i>Lutjanus campechanus</i> (レッドスナッパ ー)、ナマコ、サメ、エビ、メカジキ、かつ お・まぐろ類 (ビンナガマグロ、メバチマグ ロ、カツオ、キハダマグロ、クロマグロ、タ イセイヨウクロマグロ、ミナミマグロ)	タイセイヨウ クロマグロ	ミナミマグロ	メロ (マジェ ランアイナメ、 ライギョダマ シ)	メバチマグロ	
	電子的に取得された輸 入品データ							EUはCDSのためのITシステム (CATCH) を開発し、現在試験運 用中
	認証の責任を負う機関 またはステークホルダー	沿岸国および旗国	輸入者とNOAAが輸入者の活動を検査	旗国および 市場国	旗国および 市場国	旗国および 市場国	旗国および 市場国	
	リスクの高い輸入品に 対するリスク評価			-	-	-	-	
	市場国間の情報交換			-	-	-	-	

	ベストプラクティス
	任意、または強化や改善の必要がある
	要求されていない

※IOTCについては、KDEとは、メバチマグロの統計証明制度を指す。かつお・まぐろ類の積み荷
が合法であるとみなされるためには、添付が必須となっている。

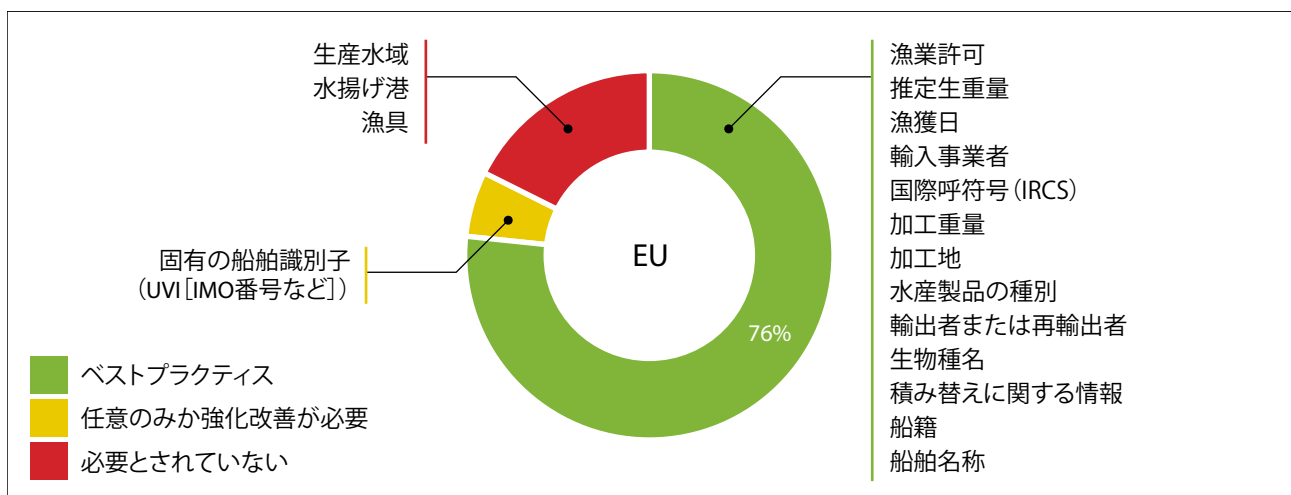
5.1 EUのKDEについての分析

EUは、本報告書で推奨されている17項目のKDEのうち13項目（76%）を現状では要求している。EUが強化すべきKDEは以下の1項目である。

- IMO番号—現状では旗国が発行している場合のみ要求されているものの、すべての国またはRFMOが、IMO番号を漁船に割り当てるための最新のIMO基準を遵守しているわけではない。公平な競争の場を創出するとともに、IUU漁業との闘いのために不可欠なツールとして制度の採用を拡大するためには、2017年のIMO決議に沿ってIMO番号を必須要件とすべきである。

EUが要求していないKDEは以下の3項目となっている。

- 生産水域—EUは、EEZと公海の区別を定義していない
- 水揚げ港
- 漁具の種類または漁法



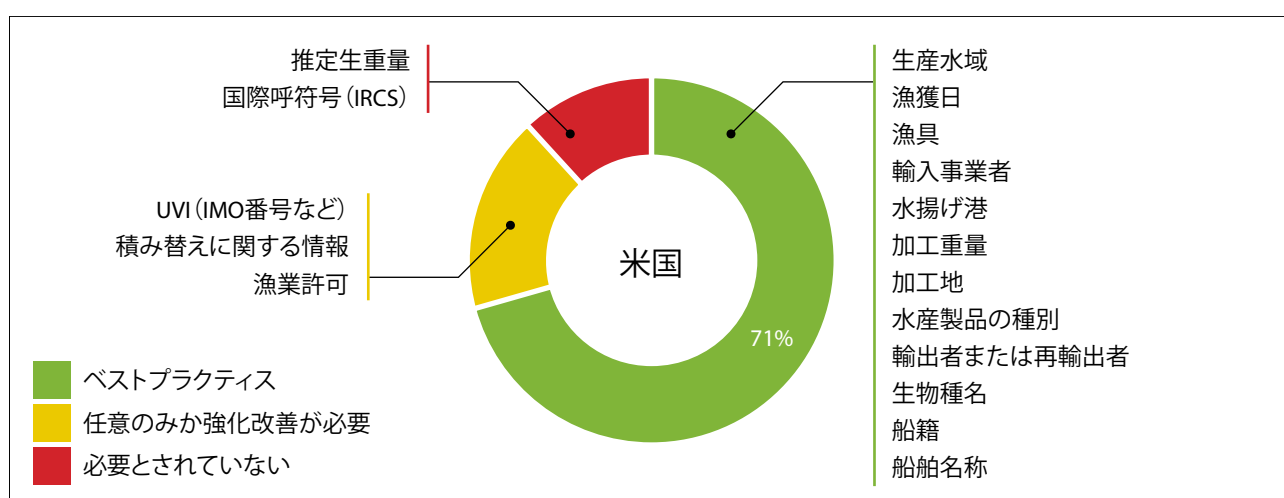
5.2 米国のKDEについての分析

米国は、本報告書の17項目の推奨KDEのうち12項目（71%）を現状では要求している⁴⁶。以下の3項目のKDEが、条件付き、任意（すなわち法的に必要な場合のみ要求）または強化が必要となっている。

- IMO番号—UVIがある場合には要求される。公平な競争の場を創出するとともに、IUU漁業との闘いのために不可欠なツールとして制度の採用を拡大するためには、2017年のIMO決議に沿ってIMO番号を必須要件とするべきである。
- 積み替え情報—積み替えの場合は船長についての情報は要求されない。
- 漁業許可—旗国が発行している場合のみ要求される。

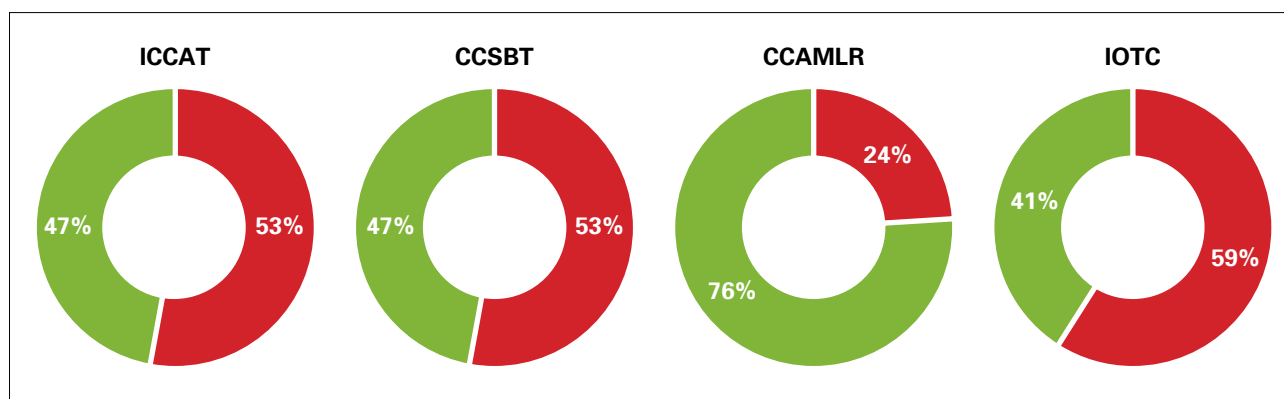
米国が要求していないKDEは、以下の2項目である。

- IRCS
- 推定生重量



5.3 日本のKDEについての分析

日本は、ICCAT、CCAMLRおよびCCSBTのCDSに加えて、IOTCの統計証明制度を遵守することとなっている。すなわち、メロ（マジェランアイナメ、ライギョダマシ）、ミナミマグロ、タイセイヨウクロマグロおよびメバチマグロの漁獲に関する情報を提供しなければならない。ICCATおよびCCSBTがそれぞれのCDSにおいて要求しているKDEは、私たちの推奨KDEといずれも47%で足並みが揃っている。CCAMLRが要求しているKDEは、私たちの推奨KDEと76%で足並みが揃っている。IOTCの統計証明制度で要求されているKDEは、私たちの推奨KDEと41%で足並みが揃っている。



46 この分析のために次の資料も参照した。Elizabeth Havice (June 2017), US Seafood Import Monitoring Program: Briefing and analysis for the Pacific Islands Forum Fisheries Agency

5.4 EUと米国のKDEの整合性

EUと米国は水産物の世界二大市場であり、両市場の2017年の合計輸入額は440億ユーロ（500億米ドル）を上回った⁴⁷。一方で、海外から輸入される水産物の合法性を判断および確保するという、根本的に同じ問題に取り組むことを目指しているにもかかわらず、片務的な輸入管理制度の設計に当たっての両者の基本的な考え方は異なっている。それでも、各制度と私たちの推奨KDEとの整合性を評価していくと、同じ性質の情報を交換するための落としどころを見出すことができる。

EUと米国の制度の間では、17項目の推奨KDEのうち10項目（59%）で足並みが揃っており、要求されている基本情報についての類似性が浮き彫りになっている。この10項目には、「船舶名称」、「船籍」、「輸出者または再輸出者に関する情報」、「輸入事業者情報」、「水産製品の種別」、「生物種名」、「加工重量」、「漁獲日」および「加工地」が含まれる。足並みの揃っている10項目に「UVI [IMO番号など]」も含まれてはいるものの、EUおよび米国の両方において、強化が必要になっている。例えばEUでは、IMO番号を旗国が発行している場合、またはRFMOの要件によって必要とされている場合のみ、IMO番号を求めることとなっている。一方、米国はUVIが存在する場合のみ要求し、IMO番号以外のUVIも認めている。

残りの7項目は、推奨KDEと足並みが揃っていない。

- EUはIRCSを要求しているが、米国は要求していない。
- EUは推定生重量を要求しているが、米国は要求していない。
- 船長についての情報は、EUの場合、常に要求しているが、米国の場合は、積み替えに関する各規定のもとでは要求していない。
- 米国は、FAO漁獲統計海区コードを要求するとともに、追記事項として、漁が沿岸国のEEZ内外のいずれにおいて行われたかを記載することを求めている。一方、EUは生産水域がEEZ内か公海かの区別を求めている。
- EUが漁業許可の証拠（入漁証の番号）を常に要求している一方、米国は、該当する情報が存在する場合のみ要求している。これは、すべての漁業で漁業許可が必要なわけではないことによる。
- 米国は水揚げ港の情報を要求しているが、EUは要求していない。
- 漁具の種類または漁法に関する情報について、EUは要求していない。一方、米国では、報告先となっている国際委員会など、また、野生魚種を対象とする操業の所轄官庁が使用するコードに従って漁具の種類や漁法を明記することが求められている。該当する報告要件がない場合、FAOの漁具コードを使用することになる。

米国のSIMPは本質的には、リスクの高い特定の魚種およびそれら由来の水産製品の輸入に関する報告および記録管理の手順を確立しており⁴⁸、輸入者に記録の責任を課している。事業者が作成した情報を、指定の所轄官庁がサプライチェーンに沿って認証または拒否することは要求されていない。

一方、EUの漁獲証明制度は、より規範的なものである。野生魚由来の水産製品の大半について、調達地域やリスクの高さに関係なく、由来が合法であることを証明するよう求めている。漁獲証明書に提示された情報の発行および認証において中心的な役割を果たすのは旗国となっている。米国のSIMPでは、輸入者が毎年更新可能なIFTPを取得する必要があるのに対して、EUでは、EU非加盟国がEU市場に参入しようとする場合、その国で漁獲証明書の認証を担当する所轄官庁が欧州委員会の正式な承認を受けなければならない。

本報告書を執筆している時点で、日本は輸入管理制度の整備の途上にある。さしあたっての日本の水産物輸入管理はRFMOが定める義務のみとなっているが、今回の分析からは、多くの重要なKDEがRFMOの制度では欠けていることが分かる。

WWF（世界自然保護基金）とInstitute of Food Technologists（内に設置されているGlobal Food Traceability Center）が主催および支援している国際的B2Bプラットフォームの「Global Dialogue on Seafood Traceability（GDST）」は、漁獲地点から販売地点まで水産物を追跡するための「相互運用可能な水産物トレーサビリティシステムに関するGDST標準およびガイドラインバージョン1.0」を2020年初頭に発表した。GDSTは、一大ビジネ

47 両制度の比較に使用された手法が異なることに注意したうえで、Francisco Blahaによる比較は、EUのCDSと米国のSIMPの間ですべてのデータフィールドを突き合わせ、両制度の基本的な考え方が異なることを示している（<http://www.franciscoblaha.info/blog/2019/4/22/the-modus-operandi-and-data-requirements-of-eu-ccs-vs-the-us-simp>）。

48 Hosch, G. (2016), Trade Measures to Combat IUU Fishing: Comparative Analysis of Unilateral and Multilateral Approaches.

スプラットフォームとして60社以上の会員企業を抱えており、その中には、業界の多くの主要な小売業者、ブランド、中間加工業者などが含まれている。GDST標準では、水産物サプライチェーンが準拠するために最低限記録と伝達を求められるデータ要素が明示されており、これらは野生魚種の漁獲物と養殖水産物の両方をカバーしている。さらにGDST標準では、相互運用が可能なトレーサビリティシステムの間でデータを共有するための技術的なデータフォーマットや用語の定義を規定している。これらは、違法漁業や非倫理的な労働慣行との戦いにとって重要な一歩である。なお、本報告書のKDE分析とは完全に異なる経緯で作られたものであるにもかかわらず、GDST標準を本報告書のKDEに関する提言と比較すると、足並みがほぼ完全に揃っている⁴⁹。

6. 提言

私たちは、今後数年間でより多くの市場国が独自の輸入管理制度を導入することを期待している。NGO業界では、トレーサビリティの改善のために輸入管理制度を導入することが、IUU漁業由来の水産物の市場流入を特定および阻止するための鍵となると考えている。しかしながら、強力な制度を作りあげるためには、特定の情報（すなわちKDE）を収集する必要がある。本報告書では、すべての輸入管理制度において不可欠であると私たちが考える、17項目のKDE一式と運用面での5つのベストプラクティスを示しているが、特に、以下を提言したい。

「運用」

- 片務的な輸入管理制度を拡大し、全魚種を対象とすべきである。世界的に取り引きされる魚種の大半は、IUU漁業のリスクに著しくさらされているか乱獲されている。一部の魚種のみを選び好みした制度にすると、その制度の対象ではない魚種や水産製品を使ったロンダリングや偽装表示をしようという良くないインセンティブを生み出すことになる。
- データの取り扱い、ならびにデータのやり取りや相互確認の効率と安全性を高めるために、電子システムを導入すべきである。紙ベースの制度は非効率であり、迅速な処理や相互参照ができず、改ざんをはじめとした不正行為の標的になりやすい。例えばEUでは、悪徳な事業者が単一の漁獲証明書のコピーを使い回して、EU各地の異なる地点から複数の積み荷を輸出または輸入することで、原本の漁獲証明書に記載された総量を上回る量の水産物を取り引きすることが可能になっている^{50, 51}。
- 正確性を確保するため、また、認証の過程でIUU漁業の事例が特定された場合に所轄官庁による追加措置を開始できるよう、情報の認証を必須にするべきである。
- 情報共有がより定期的かつタイムリーになるよう、改善を図り、輸入を拒否された積み荷もこの改善の対象とすべきである。これにより、当局は実質的な船主を特に監視しながら、悪徳な事業者の市場参入を制限できるようになる。なお、FAOの「寄港国措置協定（Port State Measures Agreement [PSMA]）」の批准および施行により、これを支援できる。

「誰が」

- すべての対象船舶に対してIMO番号の使用を義務付けるべきである。IMO番号は、業界の代表的なUVIとなっている。
- IRCSの使用を義務付け、船舶識別子の相互確認を可能にする。これは、同一名称の船舶が2隻ある場合に特に有用になる。

49 2020年10月更新

50 Clarke, S., Hosch, G., Sasama Consulting, FMO Consulting. Traceability, legal provenance & the EU IUU Regulation, 19 April 2013.

51 EU IUU Coalition (2016). Modernisation of the EU IUU Regulation Catch Certificate System.

- サプライチェーン上の一連の事象全体にわたる加工国のトレーサビリティと組織間協力（税関、港湾局、食品安全検査機関など）を強化すべきである。これにより、特に国内サプライチェーンが複雑な場合に、重量の収支の異常（輸入された原料製品よりも輸出された水産加工品が多い状態）を国レベルで検出できるようになる⁵²。

「何を」

- 漁獲証明書内で生じている漁獲の報告と記録の間の不一致を、より正確に特定できるようにするため、推定生重量および加工重量の情報をより正確に反映すべきである。
- IMO番号および船長についての情報など、トレーサビリティと説明責任を促進するKDEを含めることによって、積み替えをさらに規制すべきである。

「どこで」

- トレーサビリティを改善するために、国際レベルまたは地域レベル（すなわちRFMOごと）において、公海とEEZを現在よりも明確に区別した生産水域の定義を設けるべきである。
- 水揚げ港は、海上を運ばれてきた水産物が陸上のサプライチェーンに移行する地点であり、トレーサビリティにとって重要な情報であるため、（市場国がPSMA批准国ではない場合）水揚げ港を要求すべきである。
- 片務的な輸入管理制度で対象となっているすべての魚種について、漁業許可に関する情報の提供を義務付けるべきである。実施期間、水域、魚種、上限漁獲量、漁具、そして漁業許可書の発行機関に関する情報という、リスクの高い魚種を対象とした漁業活動が厳密に監視および管理されていることを確認するために不可欠な情報を、漁業許可書に含むことが望ましい。

「どのように」

- 漁具および漁法についての情報を必須要件にすべきである。

既存の制度の強みと弱みを分析することで、私たちは、要求されている情報の間の類似性および相違点を見出すことができた。悪徳事業者にとっての抜け道をなくし、業界に対してルールを明確にするとともに、情報交換、相互参照、貿易促進および相互運用性を実現するためには、市場国間でKDEの足並みが揃っているべきである。

これはとりわけ、片務的な輸入管理制度が確立されているEUや米国といった主要市場国について重要となる。もう一つの主要市場国である日本は、独自の片務的な制度の制定の途上にあるため、保全、安全保障および経済に関する目的を達成するために含めなければならない要素だけでなく、本調査研究において提言された事項についても検討することが望まれる。なぜならば、分析結果が示すとおり、片務的制度や推奨KDEと比較すると現行のRFMOによる証明制度は、定義上、対象範囲が狭く、強固さも不十分であるとみなされるからである。

52 提案した慣行に関する詳細情報については、以下を参照のこと。Hosch, G. & Blaha, F. (2017). Seafood traceability for fisheries compliance: Country-level support for the effective implementation of catch documentation schemes. FAO Fisheries and Aquaculture Technical Paper No. 619. Rome.



別紙

EUの漁獲証明制度の対象外となっている水産物の一覧

稚魚や幼生の養殖によって得られる水産製品
肝臓、魚卵、舌肉、頬肉、頭部、エイ等のひれ
生きた状態の観賞魚
淡水で漁獲され 生きた状態のマス (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarkii</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> および <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>)
淡水で漁獲され 生きた状態のウナギ (ウナギ属 [<i>Anguilla</i> 属])
生きた状態のコイ
淡水で漁獲され 生きた状態のタイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>)、タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) ならびにドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>)
その他の生きた状態の淡水魚
淡水で捕獲された マス (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarkii</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> および <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>) の鮮魚 (冷蔵品を含む) のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレおよびその他の魚肉を除いたもの
淡水で漁獲された タイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>)、タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) ならびにドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>) の鮮魚 (冷蔵品を含む) のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
その他の 淡水で漁獲された サケ科 (<i>Salmonidae</i>) の鮮魚 (冷蔵品を含む) のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
淡水で漁獲された ウナギ (ウナギ属 [<i>Anguilla</i> 属]) の鮮魚 (冷蔵品を含む) のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
コイの鮮魚 (冷蔵品を含む) のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
ティラピア (<i>Oreochromis</i> 属) の鮮魚 (冷蔵品を含む) のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
その他の淡水魚の鮮魚 (冷蔵品を含む) のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
淡水で漁獲された ベニザケ (<i>Oncorhynchus nerka</i>) のうち、肝臓および魚卵の冷凍品と、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
淡水で漁獲された その他のタイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>) のうち、肝臓および魚卵の冷凍品と、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
淡水で漁獲された マス (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarkii</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> および <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>) のうち、肝臓および魚卵の冷凍品と、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
淡水で漁獲された タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) およびドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>) のうち、肝臓および魚卵の冷凍品と、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
その他 淡水で捕獲された サケ科 (<i>Salmonidae</i>) のうち、肝臓および魚卵の冷凍品と、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
淡水で漁獲された ウナギ (ウナギ属 [<i>Anguilla</i> 属]) の冷凍品のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
冷凍されたコイのうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの
その他の淡水魚の冷凍品のうち、HSコードの上4桁が0304となるフィレなどの魚肉を除いたもの

ナイルパーチ (<i>Lates niloticus</i>) の生または冷蔵されたフィレ
バサ (<i>Pangasius</i> 属) の生または冷蔵されたフィレ
淡水で漁獲された タイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>)、タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) ならびにドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>) の生または冷蔵されたフィレ
淡水で漁獲された 400gを超える <i>Oncorhynchus mykiss</i> の生または冷蔵されたフィレ
淡水で漁獲された マス (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> [400g以下のもの]、 <i>Oncorhynchus clarkii</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> および <i>Oncorhynchus gilae</i>) の生または冷蔵されたフィレ
その他の淡水魚の生または冷蔵されたフィレ
淡水魚の生または冷蔵されたその他の魚肉 (すり身加工されているかは問わない)
ナイルパーチ (<i>Lates niloticus</i>) の冷凍フィレ
バサ (<i>Pangasius</i> 種) の冷凍フィレ
ティラピア (<i>Oreochromis</i> 種) の冷凍フィレ
淡水で漁獲された タイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>)、タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) ならびにドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>) の冷凍フィレ
淡水で漁獲された 400gを超える <i>Oncorhynchus mykiss</i> の冷凍フィレ
淡水で漁獲された マス (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> [400g以下のもの]、 <i>Oncorhynchus clarkii</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> および <i>Oncorhynchus gilae</i>) の冷凍フィレ
その他の淡水魚の冷凍フィレ
淡水魚のその他の冷凍魚肉 (すり身加工されているかは問わない)
食用の魚粉およびペレット
淡水で漁獲された タイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>)、タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) ならびにドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>) のフィレの塩漬けまたは塩水漬け
その他の淡水魚のフィレの燻製されていない干物、塩漬けまたは塩水漬け
淡水で漁獲された タイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>)、タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) ならびにドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>) のフィレなどの燻製品
淡水で漁獲された マス (<i>Salmo trutta</i> , <i>Oncorhynchus mykiss</i> , <i>Oncorhynchus clarkii</i> , <i>Oncorhynchus aguabonita</i> , <i>Oncorhynchus gilae</i> , <i>Oncorhynchus apache</i> および <i>Oncorhynchus chrysogaster</i>) のフィレなどの燻製品
淡水で漁獲された ウナギ (ウナギ属 [<i>Anguilla</i> 属]) のフィレなどの燻製品
その他の淡水魚のフィレなどの燻製
その他の淡水魚の干物 (塩干しかは問わない) のうち燻製品でないもの
淡水で漁獲された タイヘイヨウサケ属 (<i>Oncorhynchus nerka</i> , <i>Oncorhynchus gorbuscha</i> , <i>Oncorhynchus keta</i> , <i>Oncorhynchus tshawytscha</i> , <i>Oncorhynchus kisutch</i> , <i>Oncorhynchus masou</i> および <i>Oncorhynchus rhodurus</i>)、タイセイヨウサケ (<i>Salmo salar</i>) ならびにドナウイトウ (<i>Hucho hucho</i>) の塩漬けまたは塩水漬けのうち、干物または燻製品ではないもの
その他の淡水魚の塩漬けまたは塩水漬けのうち、干物または燻製品ではないもの
冷凍の淡水産ザリガニ
食用の甲殻類の粉末およびペレットの冷凍品
観賞用のイセエビ科 (ヨーロッパイセエビ属 [<i>Palinurus</i> 属]、イセエビ属 [<i>Panulirus</i> 属] およびミナミイセエビ属 [<i>Jasus</i> 属])
生きた状態の観賞用ロブスター (ロブスター属 [<i>Homarus</i> 属])
生きた状態の観賞用のタラバエビ科 (Pandalidae)
生きた状態の観賞用エビジャコ属 (<i>Crangon</i> 属)

生きた状態の観賞用のその他のエビ
生きた状態の観賞用カニ
淡水産ザリガニのうち、生きた状態または生（冷蔵品を含む）のもの、また、干物、塩漬け、塩水漬け、殻付き、蒸したものおよび茹でたもの（蒸し製品および茹で製品については冷蔵、干物、塩漬けまたは塩水漬けといった加工を伴っているかは問わない）、
生きた状態の観賞用ヨーロッパアカザエビ（ <i>Nephrops norvegicus</i> ）
その他、生きた状態の観賞用甲殻類
食用の甲殻類の粉末およびペレットのうち冷凍されていないもの
カキ（殻付きかは問わない）のうち、生きた状態または生（冷蔵品を含む）のもの、また、冷凍、干物、塩漬け、塩水漬けのもの
イタヤガイ科イタヤガイ属（ <i>Pecten</i> 属）、カミオニシキ属（ <i>Chlamys</i> 属）ならびに <i>Placopecten</i> 属の貝類およびセイヨウイタヤのうち、生きた状態または生（冷蔵品を含む）のもの
生きた状態または生（冷蔵品を含む）以外のイタヤガイ科イタヤガイ属（ <i>Pecten</i> 属）、カミオニシキ属（ <i>Chlamys</i> 属）ならびに <i>Placopecten</i> 属の貝類およびセイヨウイタヤ
生きた状態または生（冷蔵品を含む）のイガイ属（ <i>Mytilus</i> ）およびミドリイガイ属（ <i>Perna</i> 属）
生きた状態または生（冷蔵品を含む）以外のイガイ属（ <i>Mytilus</i> 属）およびミドリイガイ属（ <i>Perna</i> 属）
観賞用のコウイカ（ヨーロッパコウイカ [<i>Sepia officinalis</i>]、ヨーロッパボウズイカ [<i>Rossia macrosoma</i>]、ダンゴイカ属 [<i>Sepiola</i> 属]）およびツツイカ目（アカイカ属 [<i>Ommastrephes</i> 属]、 <i>Loligo</i> 属、ニュージーランドスルメイカ属 [<i>Nototodarus</i> 属]、アオリイカ属 [<i>Sepioteuthis</i> 属]）
観賞用タコ（マダコ属 [<i>Octopus</i> 属]）
腹足綱（ただし海棲巻貝を除く）のうち、生きた状態または生（冷蔵品を含む）のもの、または、干物、塩漬け、塩水漬けのもの
甲殻類およびHSコードが03071010から03076000に該当する軟体動物を除く水棲無脊椎動物のうち、（観賞用でない）生きた状態のものまたは生（冷蔵品を含む）のもの（ただしマツイカ属 [<i>Illex</i> 属]、トラフコウイカ [<i>Sepia pharaonis</i>]、およびソデボラ属 [<i>Strombus</i> 属] 海棲巻貝は含まない）
ガリアハマグリなどマルスダレガイ科の冷凍品
冷凍のクラゲ（ビゼンクラゲ属 [<i>Rhopilema</i> 属]）
甲殻類およびHSコードが03071010から03076000または03079911から03079915に該当する軟体動物を除く水棲無脊椎動物から得られた粉末製品、ミールおよびペレットの冷凍品など（ただしトラフコウイカ [<i>Sepia pharaonis</i>] およびソデボラ属 [<i>Strombus</i> 属] 海棲巻貝は含まない）
甲殻類およびHSコードが03071010から03076000に該当する軟体動物を除く水棲無脊椎動物から得られた粉末製品、ミールおよびペレットを乾燥、塩漬けまたは塩水漬けにした加工品（ただしマツイカ属 [<i>Illex</i> 属]、トラフコウイカ [<i>Sepia pharaonis</i>] およびソデボラ属 [<i>Strombus</i> 属] 海棲巻貝は含まない）
サケ科（ <i>Salmonidae</i> ）のうち、英語で「salmon」と呼ぶ魚種を 淡水で漁獲し 、丸ごとまたは切り身（すり身は含まない）にしたうえで調理または保存加工したもの
サケ科（ <i>Salmonidae</i> ）のうち、英語で「salmon」と呼ばれない魚種を 淡水で漁獲し 、丸ごとまたは切り身（すり身は含まない）にしたうえで調理または保存加工したもの
サケ科（ <i>Salmonidae</i> ）のうち、英語で「salmon」と呼ぶ魚種を 淡水で漁獲し 、丸ごとまたは切り身以外の形（すり身は含まない）で調理または保存加工したもの
サケ科（ <i>Salmonidae</i> ）のうち、英語で「salmon」と呼ばれない魚種を 淡水で漁獲し 、丸ごとまたは切り身（すり身は含まない）にしたうえで調理または保存加工したもの
淡水魚のフィレを、生の状態で衣またはパン粉をまぶしただけの状態のもの（その後、油で下揚げしてあるかは問わない）を冷凍したもの
キャビア代替品
調理または保存加工済みの淡水産ザリガニ
調理または保存加工済みのその他の軟体動物などの水生無脊椎動物

Environmental Justice Foundation (EJF)、Oceana、The Nature Conservancy (TNC)、The Pew Charitable Trusts (ピュー財団) およびWWF (世界自然保護基金) は、主要な水産物市場においてトレーサビリティシステムを促進および強化するとともに、これらシステム間の足並みを揃え、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業をなくすために、連携して取り組んでいる。

この報告書についてさらに詳しい情報が必要な場合、以下までご連絡先ください。

Georg Werner Environmental Justice Foundation 電話: +49 40 2286 4929 georg.werner@ejfoundation.org

Dana Miller Oceana 電話: +353 838 544 809 dmiller@oceana.org

Emily Langley The Nature Conservancy 電話: +44 203 915 5362 emily.langley@tnc.org

Nikolas Evangelides The Pew Charitable Trusts 電話: +44 207 535 4232 nevangelides@pewtrusts.org

Antonia Leroy WWF 電話: +32 485 692 085 aleroy@wwf.eu

EUからIUU漁業をなくすための取り組みを支援するニュース、最新情報、文書などについては、以下のウェブサイトをご覧ください。
www.iuuwatch.eu



© Oceana